

別記様式（第5関係）

会 議 録

会議の名称	第8回西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会
開催日時	平成20年12月2日（火曜日） 午後2時50分から3時55分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎 防災センター6階 講座室2
出席者	（委員）北澤委員、畠山委員、平野委員、陸名委員、須加委員、五十里委員、織田委員、中村委員、齊藤委員（欠席：阿委員、橋岡委員、豊富委員） （事務局）福祉部長、高齢者支援課長以下 5名 （傍聴）2名
議 題	1 第7回会議録の確認について 2 高齢者支援事業のあり方について 3 その他
会議資料	1 高齢者保健福祉計画検討委員会第7回会議録 2 高齢者支援事業（敬老行事実施事業等）の実施状況について 3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）：素案 4 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）策定検討の枠組み（12月）
会議内容	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録

1 開会

2 配布資料の確認（事務局）

3 議題

（1）第7回会議録について

会議録の確認：原案どおり確定

（2）高齢者支援事業のあり方について

事務局：資料2について説明

副座長：敬老行事等について何かご意見あるか。

委員：地域で健康体操会を週4回実施している。そのメンバーの体操会の参加率は50～60パーセントであるが、敬老食事は参加率が90パーセント以上であり、出席するきっかけになり非常に充実した会である。これは地域のコミュニケーションという意味などからも有意義な事業である。

委員：私どもの事業所でも敬老行事には参加させていただいており、皆楽しみにしている。敬老福祉大会と違い、地域でやることに意義がある。ぜひ、継続をお願いしたい。

委員：これだけの実施団体や参加人数があるが、規模や対象者の見直しとはどこの部分か。

事務局：資料では、行革本部から示されているものを概要として示している。生きがい推進の観点からはその意義は認められるが、類似の事業があるという点等から見直しが求められている。

委員：老人会の金曜会は楽しくやっている。補助金が少なくなってくると会費の負担がある。敬老会は、市がお年寄りに対し敬ってくれているという意識がある。補助金額が少なくなると個人の負担が多くなる。これを契機に敬老会の人に市として一言あればいいのではないかと思う。

委員：これは報告の義務はあるのか。

事務局：事前申請をしてもらい、市で承認後、行事を実施してもらう。その後、実績報告書として実施内容と参加者名簿、行事経費の領収証等を提出していただいている。

委員：行事がどのような内容かまでは求めていないということか。

事務局：会の様子を書いてもらうこともあるが、基本的には敬老の趣旨のものであれば、承認させてもらっている。

委員：せっかくの市の関わる行事なので、市からの情報伝達などもあって当然ではないか。市との繋がりがあったほうがいいと思う。

委員：ふれあいセンターでお祭りを行ったが、行政からひとり見学に来ていたが、5年振りであった。その見学者が、地域でこれだけ活性化していることに驚きの声を上げていたので、相当ギャップがあると感じた。敬老会の際は、皆さんTPOを考え、正装できちんとした格好をしてくるので、その様

な機会となっているあたりも非常に意義がある。

委員：敬老行事には地域包括支援センターでも呼んでいただき、オレオレ詐欺の話などもさせていただいている。廃止になることはとんでもないと思う。187団体は、多いと思う。15人以上集まると一律2万円なのか。

事務局：制度の説明をすると、上限2万円としているのは、1団体に対して2万円である。15人の団体でも30人の団体でも、1団体の上限が2万円である。

委員：それは、見直せないのか。工夫をすうとうまくできるということか。

委員：市ではちゃんとチェックしているようである。

委員：もうちょっと精査するということであれば、具体的な比較の材料がないとどのように検討すればよいかかわからない。

副座長：行革を推進している人を説得できるような材料や効果が出れば良いのではないかと。介護予防のためにも地域活動を推進することになると思うが、その事の成果が見えていないと思うので、介護予防の地域活動としての効果を、開催者に書式できちんとレポートや報告書を出してもらい、地域活動推進事業などの名称で住民の自主的活動をバックアップしているという位置付けで再編することにより、説得力を持つのではないかと。少なくとも来年度は、そういう方向で廃止にするのは止めてもらいたいというのが委員の皆さんのご意見である。

委員：この事業の成果が上がっていることはよく分かったが、形だけ行っている団体があるという疑念をもたれていると思うので、きちんと成果をアピールしていけばいいし、副座長が言うように報告していけばいいと思う。貴重な税金なので、悪用しているグループがあると問題であるというのはよく分かる。工夫をしていただければよい。

委員：敬老福祉大会は、何故やるのかと思った。出席するのは元気な高齢者であり、いろんな人に大変な労力がかかるので、あれは見直した方が良いのではないかと。本当にやりたいことがやれる敬老の日であってほしい。

事務局：地域の方と密接に関わっていただいている委員の方から率直な前向きなご意見をいただきありがたい。また、前向きなご意見をいただいたので、この事業の取り組みについて参考にさせていただきたい。

委員：レポートの提出は高齢者等に求めるのは難しいので、写真でいいのではないかと。

副座長：代表者のレポートは難しいか。そうであれば成果を出すための指標も考えた方がいい。

委員：敬老会をなくしますというと、みんながっかりするのではないか。

副座長：次に行革の対象となっている自立支援サービスについてご意見をいただきたい。では、住宅改修からで事務局で把握しているこの制度の課題は何か。

事務局：現状では、市の要綱で定めているが、介護保険の認定で非該当となった方が転倒予防のために必要と認められた場合がサービスの対象となっている。このため非該当であれば、ほぼ認められる事業となっている。また、事務的には、非該当認定を目的に介護認定の審査をされる方もいる。そういった意味で、真に必要とする方に対するサービスなのか、要件設定が適切なのかという課題がある。

委員：高齢のサービスを認定する際に訪問調査は地域包括支援センターが行うが、この事業以外の他のサービスも検討するべきではないか。住宅改修に関しては、予防の観点からは必要な人は多いと思うのでよく調査をするべきである。介護保険では1割負担なのに、この事業では住民税が非課税の方は3パーセントの負担であるので、負担額は、見直していくべきである。また、介護保険サービスを利用しないのに高齢のサービスを受けたいがために要介護認定を申請するケースもある。それも無駄である。

委員：手すり、段差解消の実績件数は、介護予防の観点からは非常に少ないと思う。これはもっとPRし、このサービスを中心とした方がよい。そのことによって、転倒防止につながると思う。また、この単価設定は高い。

委員：要支援になるのを防ぐためには、これを中心にした方がよいと思う。しかし、サービス利用のためには、非該当の要件だけではなく、必要性から判断ができると良い。要件を見直す必要があると思う。

副座長：必要性の判定は、地域包括支援センターがしているということか。

委員：一般の方が申請に来た場合、まず認定を受け、非該当になったら、自立支援の住宅改修の申請をする。地域包括支援センターが訪問調査のうえ、必要性と効果等をコメントして市に提出し、市の判定結果がでる。

副座長：認定を受けなくても、地域包括支援センターで必要性は判断できるのか。

委員：介護保険のサービスが優先となる。

副座長：見るからに自立の人の申請の場合は、地域包括支援センターで調査に
って判断できるのか。

委員：それはできる。介護認定を受けているのに、サービスを受けていない人が
多いということについても、住宅改修のために認定を受けて更新だけは
続けていく人もいる。この更新だけを続けていくことの弊害もあり、生
活機能評価を受けられないため特定高齢者になる可能性が無くなり、予
防を受ける機会も減る。

副座長：地域包括支援センターで必要性について判断はできるという意見があり
ましたが、住宅改修についてその他ご意見はないか。

委員：住宅改修は、手すりをつければ済むものでもない。介護予防として住宅改
修が効果をもたらすためには、フォローが必要である。アセスメントが
どこまでできるかだと思うが、仕組みがあってはじめて有効になる。使
い方を見直していくのも1つの方法ではないか。

委員：予防としては有効であるが、本当に必要かどうかをきちんとみるべきであ
る。また、利用者の負担が介護保険サービスが10パーセントで、このサ
ービスの非課税の方は3パーセントというのも公平ではない。調査にもお
金がかかるのであれば、なおさらである。負担額は介護保険サービスと
揃えるべきである。

副座長：非該当を前提としないで、本当に必要と判断された方にはこのサービス
が使えるような仕組みに変えることが必要である。本来の介護予防の施
策の中にこれらの施策がきちんと入る必要がある。自立支援のホームヘ
ルプサービス事業も含めて、自立支援の施策全体の見直しとして位置づ
けて検討してもらった方がいいのではないか。

委員：自立支援のホームヘルプサービスについても、地域包括支援センターで調
査し、市に申請することになる。ここも、利用者負担金は見直すべきで
ある。介護保険では、週1回1時間となっている。自立の方でもサービス
が必要な方はいるが、定期的に本当に必要なのか見直す必要性がある。

副座長：介護保険では、要支援の方の訪問介護のサービス利用は制限がいろいろ
あるが、こちらのサービスの内容は、予防給付の訪問介護よりゆるいの
か。

委員：調査票を出した後は、包括はあまり関わっていないが、サービス開始後市から見直されるケースはある。

委員：自立を支える福祉サービスは全部条件があるが、もともと市として高齢者にサービスをしようという基本的方向があったのではないか。

副座長：高齢者に対する施策は、給付に関しては年齢と所得制限があったと思う。

委員：ホームヘルパーが週2回、1回2時間は多いのではないか。介護保険に該当しない方であるので、見直すべきではないか。

副座長：介護保険サービスと比べ、逆転現象が起きている。制度がいびつになっているので考える必要がある。

委員：申請した人だけ得するのは公平ではない。

副座長：ごみ屋敷の人は、認知症であったり精神障害者であったりするもので、そういう人に対してホームヘルプが必要であると思うので、廃止していいということにはならないが、かつての制度がそのままあり、既得権のように使っている仕組みがよくない。自立支援の方も、介護予防の観点からサービスを使ってもらえるように地域包括支援センターで管理し利用してもらうことにより整合性がある。

委員：ぜひ、自立支援ということで再編してほしい。ホームヘルプサービスは、見直した中で、要支援者への上乗せという形で幅を広げる検討もしてほしい。

委員：行政と市民が同じ目線に立って話していくべきである。行政と市民を結びつけるため福祉サービスの実現というのは、1つの方法である。

委員：高齢サービスを地域包括支援センターが調査するのは、包括的、継続的に市民を支援するために意味がある。

副座長：属性ではなく、本当に必要な人への必要性でサービス提供を決めてもらいたい。そのように再編して事業を生かしていくべきである。他に無ければ、事務局から今後の検討の方向について教えてほしい

事務局：今回の意見は、サービスのあり方や今後の方向について検討の際に参考にさせてもらい生かしていきたい。

(3) その他

事務局：現在パブリックコメントを実施中である。次回会議は、1月20日（火曜

日) 午後2時45分から、防災センター6階講座室2で開催となる。

4 閉会

以上